

手数料返戻制度に関する事項

人材を採用決定した場合、人材紹介手数料として、支給予定の年収（各月給与、各賞与、及び各手当を含む）の 30%を乙に支払うものいたします。乙から甲への手数料請求額には消費税を加算するものとし、その旨の請求書を乙から甲へ送付いたします。甲から乙への人材紹介手数料の支払期日は就職決定者入社月の翌月末までに支払うものいたします。

乙が甲に紹介した人材が入社後に自己都合により退職したときは、次の通り乙は甲に次の通り手数料を返却するものいたします。

- （1）入社後3ヶ月以内で退職した場合：コンサルティング料の50%
- 尚、退職理由が甲の都合による場合は、乙は手数料を返還しないものとします。